

第 6 2 号 議案

東京都台東区立保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）
の制定に伴い、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区立保育所条例の一部を改正する条例

東京都台東区立保育所条例(昭和36年4月台東区条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「区長」を「東京都台東区長(以下「区長」という。)」に改め、同条第2項中「第24条第1項」を「第39条第1項」に、「保育(」を「教育(」に改める。

第6条第2項中「第24条第1項」を「第39条第1項」に、「前項」を「第1項」に改め、「超えて行う保育」の次に「又は前項の保育の利用時間を超え、第1項の開所時間の範囲内において行う保育」を加え、「台東区規則(以下「規則」という。)で定める」を「第1項の開所時間の範囲内において、」に改め、「区長が」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 保育所の子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の保育必要量の認定について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分に係る保育の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

第8条中「規則」を「台東区規則」に改める。

第11条第1項中「東京都台東区保育所における保育等に関する条例」を「東京都台東区保育所等保育料条例」に、「及び別表第5」を「、別表第4及び別表第6」に改める。

付 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
の施行の日から施行する。